

ア 台帳類の整備について

道路管理上重要な道路台帳や橋梁、トンネルなどの重要構造物台帳については、従前からその整備や更新が行われてきましたが、街路樹に関する台帳類の整備は、半数以上の建設事務所で行われていませんでした。今後、民間委託が進む中では、地域に不慣れな職員や新たに受託する業者でも、台帳類を基に現状の把握が速やかに行えるようにする必要がありますと考えます。

既に作成されている台帳類については、植栽の一覧表のみのもの、管内図に写真を貼付したものの、植栽区域ごとに状況を記載したものと様々な形態のものがあります。県下全域で一定水準の管理レベルを確保するためには、まず、統一した様式の台帳類を整備しておく必要があります。

なお、次のステップとして、状況確認のチェックリストの整備、管理手法の規格化・マニュアル化、管理計画の策定などにより、効率的・効果的な管理を推進していくことが重要と考えます。

イ 植栽点検の充実について

植栽状況の点検については、主として日常的に行われている道路パトロールと職員による随時の確認により行われていますが、道路パトロールについては、長い区間を車両で通行しながら道路施設を点検するため、高木の状況、交差道路からの見通し、害虫類の状況などの把握をきめ細かく行うことは難しく、地域住民などからの通報により危険箇所が判明する場合があります。

限られた職員体制の中で全ての状況把握は困難だと思いますが、状況によっては、街路樹が重大な事故の原因となるおそれがあるため、アに記載した台帳類を早急に作成し、効率的な点検を定期的に行うなど、植栽点検の充実に努めてください。

なお、今後、民間委託を実施するに当たり、点検業務をその中に含めて行うなどの効率化についても検討してください。

ウ 植栽管理のあり方について

今回の調査により、高木の植栽管理で地元の協力が得られているのは、全体の約1割にとどまっていることが明らかになりました。その理由としては、高木管理は落葉清掃などのほかは安全面、技術面から難しいことや、道路愛護団体の参加者の高齢化などが考えられます。

今後、高齢化が更に進む中で、従来のような形で地元協力を得るのは難しい面もあると考えられますので、これからは、既にあるボランティア制度「信州ロード観察隊」のような情報提供による形での協力など、より現実的、効果的な地域協働のあり方を検討することも一つの方法です。

いずれにしても、道路管理者として、台帳類の整備や定期点検などの管理体制を整えるとともに、現状の課題等をよく見極め、より安全で快適な道路環境の確保のため、効率的で効果的な植栽管理が行える方策を総合的に検討してください。

第5 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりです。

1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 収入未済額の解消

平成23年度の収入未済額のうち、県税及び県税付帯債権に係るものを除いた、税外未収金の状況は次表のとおりで、その総額は24億2,324万余円と前年度に比べ6,948万余円減少しています。

このうち、貸付金など継続性があり、今後も収入未済が発生する可能性のある債権（注）の収入未済額は18億3,139万余円で、不納欠損処理をした額が9,124万余円増加したこともあり、前年度に比べ1億4,182万余円減少していますが、依然として多額の収入未済が生じています。

県の財政を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中で、収入未済の解消を図ることは、財源確保や公平性を保つ面から極めて重要な課題となっています。

これらの状況を受けて、平成24年3月に「長野県税外未収金縮減対策委員会」が設置され、未収金縮減対策等の取組について検討されているところですが、次の観点なども考慮の上、取組の中にかすよう検討していくことが望まれます。

ア 債権回収及び収入未済発生未然防止のための民間委託の活用

- ・ 現在、一部の貸付金において債権回収業務を民間委託しているが、他の貸付金においても活用を図ること。
- ・ 自動車税については、外部委託による電話催告が収入未済縮減に効果を上げているが、貸付金などの私債権も含めて対象を拡大すること。

イ 債権管理回収に係るノウハウの蓄積と共有化、フィードバック

- ・ 徴収業務一般のノウハウを持つ税徴収部門や債権回収業務の勤務経験のある職員が中心となった全庁横断的な体制、あるいは当該経験者を該当課の併任職員とし、ノウハウを伝授しながら業務を遂行する仕組みを整備すること。

ウ 債権管理回収の各種手続や不納欠損処理等の基準の明確化

- ・ 収入未済となっている債権には、私債権と公債権、さらに公債権には強制徴収できるものとできないものがあり、個々の債権ごとに法的性格が異なっているため、督促・催告、滞納処分、裁判手続、不納欠損処理の基準等を整理した実務マニュアルを策定すること。
- ・ 徴収不能や徴収困難となった場合でも、債権の免除等について法令上厳しい要件が定められていることから、回収見込のない債務者に対し督促を継続している場合があるため、実態に即した債権放棄等の処理ができるような制度の構築について検討すること。

（注）これらの債権の状況については、「2 部局ごとの意見」において個別に記載してあります。

監 査 委 員 の 意 見

一般会計・特別会計に係る税外収入未済額一覧表

部局	機 関 名	債 権 名	収入未済額(円)
健康福祉部	医療推進課	看護職員修学資金貸付金※	5,981,000 私
	障害者支援課	社会福祉施設入所者負担金※	4,940,135 公
	障害者支援課	心身障害者扶養共済加入者掛金※ (特)	5,988,140 私
	こども・家庭課	児童福祉施設入所者負担金※	81,098,033 公
	こども・家庭課	児童扶養手当過払返納金※	17,543,980 公
	こども・家庭課	母子寡婦福祉資金貸付金※ (特)	272,134,808 私
	松本保健福祉事務所	障害者自立支援対策特別対策事業補助金	17,997,000 公
	伊那保健福祉事務所	公衆浴場設備改善事業補助金	3,359,205 公
環境部	廃棄物監視指導課	施設使用料	3,555,144 私
		生活保護費	8,407,657 公
商工労働部	産業政策課 産業政策課 経営支援課 経営支援課	未熟児養育医療一部負担金 他	756,042
		不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金	285,648,123 公
		県有財産貸付特約付売買契約に係る契約解除に伴う違約金	55,812,200 私
		不法占有に係る賃料相当額	53,579,775 私
		高度化資金貸付金※ (特)	834,871,332 私
農政部	農村振興課 農村振興課 松本地方事務所農地整備課 松本、諏訪地方事務所農地整備課	設備近代化資金貸付金※ (特)	40,848,849 私
		コモンズ新産業創出事業助成金 他	747,832
		農業改良資金貸付金※ (特)	39,921,000 私
		漁業改善資金貸付金※ (特)	6,111,975 私
林務部	信州の木振興課 上伊那地方事務所林務課	入札保証金	1,965,075 私
		契約解除に伴う前払金返還に係る利息	219,482 私
建設部	住宅課 住宅課 松本建設事務所 上田建設事務所 上田建設事務所 北信建設事務所 北信建設事務所 地方事務所建築課 建設事務所	林業・木材産業改善資金貸付金※ (特)	17,301,811 私
		工事解除に伴う違約金	48,300 私
		県営住宅使用料※	174,237,676 私
		県営住宅明渡請求に伴う損害賠償金※	92,409,551 私
		契約解除に伴う補償金	99,521,879 私
		河川占用料	15,343,996 公
		工事費用負担金	1,018,000 公
		復旧工事原因者負担金	5,151,000 公
		工事現場整理費用	1,030,676 私
		県営住宅一時使用料	1,129,258 公
教育委員会	高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高校教育課 高等学校	契約解除に伴う違約金等	2,375,588 私
		県営住宅敷金 他	262,737
		高等学校等奨学金貸付金※ (特)	78,280,247 私
		高等学校等遠距離通学費貸付金※ (特)	26,919,535 私
		高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金※	1,236,000 私
		地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金※	131,570,869 私
計		退職手当の返納	26,382,051 公
		高等学校授業料	6,598,654 公
		給与返納 他	939,236
計			2,423,243,851

(注) 県税付帯債権(延滞金等)は除いています。

※: 貸付金など継続性があり今後も収入未済の発生が見込まれる債権

特: 特別会計に係る貸付金などの債権

公: 使用料、手数料、分担金などの公法上の債権、いわゆる「公債権」

私: 貸付金や財産収入などの私法上の債権、いわゆる「私債権」

税外収入未済額の推移

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減	前年度比
収入未済額	2,423,243,851円	2,492,730,598円	△69,486,747円	97.2%

継続性があり今後収入未済の発生が見込まれる債権の推移

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減	前年度比
※印の付いた債権の計	1,831,394,941円	1,973,217,320円	△141,822,379円	92.8%

上記債権の回収状況

区 分	新たな収入未済額A	収入済額B	不納欠損した額C	増減額A-B-C
増減の内訳	198,052,592円	132,226,192円	207,648,779円	△141,822,379円

監査委員の意見

2 不適切な事務処理の再発防止や事務処理ミスの未然防止への対応

平成23年度においては、事務処理の懈怠(け)怠や不作為による不適切な事務処理が発生し、県に対する信頼を損ないかねない事例も発生しています。また、契約や収入・支出の事務処理上のミスなど比較的単純なものも相変わらず発生している状況にあります。

事務処理の懈怠や不作為によるものの中には、職場において発見が遅れ長期間に及び不適切な状態となっていたものがあり、組織としての内部牽(けん)制機能が低下していると言わざるを得ません。また、日常業務の中の比較的単純なミスであっても多方面に影響を及ぼす大きなリスクが潜むことを、全職員が改めて十分認識する必要があります。

こうした不適切な事務処理の再発防止や事務処理ミスの未然防止のためには、その背景や原因を分析し、実態に即した業務改善を図り、情報共有すること、及びミスを事前にチェックし防止できる事務処理システムなどの仕組みを設けることが必要であると考えます。

その具体的な観点として、事務処理ミスの原因分析や改善策を事例としてとりまとめ、周知することにより情報共有を図ること、パソコン等による支援システムやマニュアルなど支援ツールを整備すること、少人数職場における事務処理支援やチェック体制の整備充実を図ること、各機関に共通する事務は地域ごとに集約し集中処理すること、職員の能力・資質・コンプライアンス向上のための研修を充実させること、事務処理状況の可視化など内部牽制機能の向上を図ることなどが考えられますので、これらについても考慮の上、全庁を挙げて取組を進めてください。

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

ポリ塩化ビフェニル(以下特定の名称を除き「PCB」という。)廃棄物の処理については、環境省で定めた処理基本計画を受けて策定された「長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(平成19年2月策定)」に基づき、平成27年3月までを処理完了予定期間と定め、計画的に実施することとされています。

本県のPCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の北海道室蘭市にある施設において処理することとされていますが、当初想定されたよりも処理に時間を要しており、環境省における法令改正等の動向を注視する必要があります。

県関係機関においては、PCB廃棄物の一部についてJESCOへの早期登録の手続が行われ、平成21年度から徐々に処理が進められていますが、現時点でも70箇所を上回る機関において様々なPCB廃棄物が保管されています。PCB廃棄物処理のJESCOへの登録は、当初、高濃度の高圧トランスやコンデンサ類など一部に限られていましたが、平成24年7月から対象物が拡大され、安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙について新たな登録が必要となっています。また、微量PCB汚染電気機器については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設において、今後、確実な処理手続が進められなければなりません。

廃棄物対策課においては、保管されている様々なPCB廃棄物の状態に応じた処理手続について、わかりやすい情報提供を行うてください。

現在PCB廃棄物を保管している機関においては、漏出や接触などの事故が発生しないよう管理を徹底するとともに、保管状況の届出や処理に係る登録など必要な手続について担当職員の異動時などにも確実に引き継がれるよう、組織全体として対応に努めてください。

なお、これまでに行われたPCB廃棄物の処理に係る業務委託契約において、契約の相手方がJESCOに特定されていますが、予定価格が30万円を超える当該委託契約の締結について長野県建設工事請負人等選定委員会の審議を行っていない事例がありましたので留意が必要です。

4 未利用県有地等の処分の促進

現在、「長野県ファシリティマネジメント基本方針(平成23年12月策定)」に基づき、県有財産の総量縮小のための施設アセスメントが行われています。平成24年4月時点で財産活用課において把握している売却予定の未利用県有地は118件、183,909㎡で、前年と比較すると件数にして28件、面積にして38,092㎡減少しています。今後も引き続き、これらの不用となった土地の処分を促進してください。

また、未利用の状態が続いている職員宿舎や遊休状態となっている施設等について廃止の手続を行うとともに、売却等の処分を促進してください。

5 公務中の交通事故防止

公務中の交通事故による損害賠償は、平成23年度に開催された長野県議会定例会において専決処分報告があったものが、44件、2,038万余円となっており、前年度と比較して件数は16件、金額では878万余円増加しています。全体のうち8件については人身事故を伴っており、この件数も4件増加しています。

また、損害賠償とは別に、公用自動車の修理等の費用が必要になっています。

公用自動車の運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に努め、事故防止に留意するとともに、職場ごとに安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図ってください。

2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部局等	監査委員の意見					所管課所																																			
総務部	<p>1 収入未済額の解消 県税の収入未済額において、個人県民税、自動車税、不動産取得税、法人事業税などで特に減少し、また税源移譲後（注）において初めて収入未済額が60億円を下回るなど縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。 （現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1" data-bbox="323 439 1251 678"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 税</td> <td>5,613,182,170円</td> <td>6,284,697,382円</td> <td>△671,515,212円</td> <td>89.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="5">（主な内訳）</td> </tr> <tr> <td>①個人県民税</td> <td>4,048,024,389円</td> <td>4,360,372,883円</td> <td>△312,348,494円</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>②自動車税</td> <td>764,819,018円</td> <td>908,203,684円</td> <td>△143,384,666円</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td>③不動産取得税</td> <td>301,266,607円</td> <td>386,950,413円</td> <td>△ 85,683,806円</td> <td>77.9%</td> </tr> <tr> <td>④法人事業税</td> <td>210,782,100円</td> <td>274,901,700円</td> <td>△ 64,119,600円</td> <td>76.7%</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	県 税	5,613,182,170円	6,284,697,382円	△671,515,212円	89.3%	（主な内訳）					①個人県民税	4,048,024,389円	4,360,372,883円	△312,348,494円	92.8%	②自動車税	764,819,018円	908,203,684円	△143,384,666円	84.2%	③不動産取得税	301,266,607円	386,950,413円	△ 85,683,806円	77.9%	④法人事業税	210,782,100円	274,901,700円	△ 64,119,600円	76.7%	税務課
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比																																				
県 税	5,613,182,170円	6,284,697,382円	△671,515,212円	89.3%																																					
（主な内訳）																																									
①個人県民税	4,048,024,389円	4,360,372,883円	△312,348,494円	92.8%																																					
②自動車税	764,819,018円	908,203,684円	△143,384,666円	84.2%																																					
③不動産取得税	301,266,607円	386,950,413円	△ 85,683,806円	77.9%																																					
④法人事業税	210,782,100円	274,901,700円	△ 64,119,600円	76.7%																																					
<p>また、税源移譲後、平成20年度から平成23年度までの収入未済額の現年度分と滞納繰越分の内訳は以下のとおりであり、滞納繰越分の収入未済額は平成23年度において初めて前年度を下回りました。これは県税徴収対策室の設置、滞納整理の機能分担制の導入や個人県民税の直接徴収など徴収体制の見直し、年間を通した差押えの実施、さらにインターネット公売など差押財産の換価方法の工夫が効果を上げた結果といえます。収入未済額を更に減少させるためには、収入未済額の7割以上を占める滞納繰越分の縮減を図ることが重要であり、新たな滞納繰越の発生を極力減少させるとともに、困難な事例への的確に対応するため、これまでの徴収体制や換価方法などを検証し、より一層効果を上げるよう努力してください。</p> <table border="1" data-bbox="323 927 1251 1115"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>平成21年度末</th> <th>平成20年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入未済額</td> <td>5,613,182,170円</td> <td>6,284,697,382円</td> <td>6,849,331,039円</td> <td>6,643,908,597円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">（内訳）</td> </tr> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,417,310,778円</td> <td>1,629,596,633円</td> <td>2,503,643,787円</td> <td>2,667,406,158円</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>4,195,871,392円</td> <td>4,655,100,749円</td> <td>4,345,687,252円</td> <td>3,976,502,439円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 地方分権を推進するための三位一体改革の一環で、平成19年度に国税である所得税を減らし、地方税の住民税を増やすことで財源を国から地方に移した。</p>					区 分	平成23年度末	平成22年度末	平成21年度末	平成20年度末	収入未済額	5,613,182,170円	6,284,697,382円	6,849,331,039円	6,643,908,597円	（内訳）					現年度分	1,417,310,778円	1,629,596,633円	2,503,643,787円	2,667,406,158円	滞納繰越分	4,195,871,392円	4,655,100,749円	4,345,687,252円	3,976,502,439円												
区 分	平成23年度末	平成22年度末	平成21年度末	平成20年度末																																					
収入未済額	5,613,182,170円	6,284,697,382円	6,849,331,039円	6,643,908,597円																																					
（内訳）																																									
現年度分	1,417,310,778円	1,629,596,633円	2,503,643,787円	2,667,406,158円																																					
滞納繰越分	4,195,871,392円	4,655,100,749円	4,345,687,252円	3,976,502,439円																																					
	<p>1 収入未済額の解消 看護職員修学資金貸付金において、引き続き貸付金返還金滞納者個々の状況把握を的確に行い、「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」による適切な債権管理・回収の手続を徹底して行うなど、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 [収入未済の状況]（現年度分と滞納繰越分の合計）</p> <table border="1" data-bbox="323 1361 1251 1480"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成22年度末</th> <th>増 減</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金</td> <td>5,981,000円</td> <td>4,720,000円</td> <td>1,261,000円</td> <td>126.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（債権回収の状況：増減内訳）</p> <table border="1" data-bbox="323 1529 1251 1659"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新たな収入未済額 A</th> <th>収入済額 B</th> <th>不納欠損額 C</th> <th>増 減 額 A - B - C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員修学資金貸付金増減内訳</td> <td>2,199,000円</td> <td>938,000円</td> <td>0円</td> <td>1,261,000円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	看護職員修学資金貸付金	5,981,000円	4,720,000円	1,261,000円	126.7%	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C	看護職員修学資金貸付金増減内訳	2,199,000円	938,000円	0円	1,261,000円	医療推進課															
区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比																																					
看護職員修学資金貸付金	5,981,000円	4,720,000円	1,261,000円	126.7%																																					
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C																																					
看護職員修学資金貸付金増減内訳	2,199,000円	938,000円	0円	1,261,000円																																					

健康福祉部	2 収入未済額の解消 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、一部に縮減努力が認められますが、引き続き努力してください。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)						
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比		
	社会福祉施設入所者負担金	4,940,135円	6,847,337円	△1,907,202円	72.1%		
	心身障害者扶養共済加入者掛金	5,988,140円	5,756,260円	231,880円	104.0%	障害者支援課	
	(債権回収の状況：増減内訳)						
	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C		
	社会福祉施設入所者負担金	220,700円	571,720円	1,556,182円	△1,907,202円		
	心身障害者扶養共済加入者掛金	1,424,080円	183,400円	1,008,800円	231,880円		
	健康福祉部	3 収入未済額の解消 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					
		区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
児童福祉施設入所者負担金		81,098,033円	74,863,885円	6,234,148円	108.3%		
児童扶養手当過払返納金		17,543,980円	17,575,930円	△31,950円	99.8%		
母子寡婦福祉資金貸付金		272,134,808円	252,245,872円	19,888,936円	107.9%	子ども・家庭課	
(債権回収の状況：増減内訳)							
区 分		新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C		
児童福祉施設入所者負担金		17,201,410円	397,518円	10,569,744円	6,234,148円		
児童扶養手当過払返納金		1,949,600円	1,340,930円	640,620円	△31,950円		
母子寡婦福祉資金貸付金		41,274,289円	20,004,645円	1,380,708円	19,888,936円		
部局等	監 査 委 員 の 意 見					所管課所	
商工労働部	1 収入未済額の解消 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)						
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比		
	高度化資金貸付金	834,871,332円	1,004,646,098円	△169,774,766円	83.1%		
	設備近代化資金貸付金	40,848,849円	56,612,349円	△15,763,500円	72.2%	経営支援課	
	(債権回収の状況：増減内訳)						
	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C		
	高度化資金貸付金	0円	3,090,000円	166,684,766円	△169,774,766円		
設備近代化資金貸付金	0円	983,000円	14,780,500円	△15,763,500円			

部局等	監査委員の意見					所管課所
農政部	1 収入未済額の解消 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)					農村振興課
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
	農業改良資金貸付金	39,921,000円	38,303,000円	1,618,000円	104.2%	
	漁業改善資金貸付金	6,111,975円	6,371,975円	△260,000円	95.9%	
	(債権回収の状況：増減内訳)					
	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C	
農業改良資金貸付金	4,072,000円	2,454,000円	0円	1,618,000円		
漁業改善資金貸付金	0円	260,000円	0円	△260,000円		
林務部	1 収入未済額の解消 林業・木材産業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。 〔収入未済の状況〕(滞納繰越分)					信州の木振興課
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
	林業・木材産業改善資金貸付金	17,301,811円	17,665,480円	△363,669円	97.9%	
	(債権回収の状況：増減内訳)					
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C		
林業・木材産業改善資金貸付金	28,881円	392,550円	0円	△363,669円		
建設部	1 収入未済額の解消 県営住宅使用料において、現年・滞納繰越分ともに縮減努力が認められますが、収入未済の縮減に引き続き努力してください。 〔収入未済の状況〕					住宅課
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
	県営住宅使用料	174,237,676円	194,676,138円	△20,438,462円	89.5%	
	(内訳) 現年度分	69,836,093円	86,583,521円	△16,747,428円	80.7%	
	滞納繰越分	104,401,583円	108,092,617円	△3,691,034円	96.6%	
	(債権回収の状況：増減内訳)					
	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C	
	県営住宅使用料	69,836,093円	83,959,496円	6,315,059円	△20,438,462円	
	また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金(契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額)において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。 〔収入未済の状況〕					
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
損害賠償金	92,409,551円	87,077,235円	5,332,316円	106.1%		
(内訳) 現年度分	11,655,813円	9,145,907円	2,509,906円	127.4%		
滞納繰越分	80,753,738円	77,931,328円	2,822,410円	103.6%		
(債権回収の状況：増減内訳)						
区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C		
損害賠償金	11,655,813円	1,611,097円	4,712,400円	5,332,316円		

部局等	監査委員の意見					所管課所
教育委員会	<p>1 収入未済額の解消 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p> <p>〔収入未済の状況〕(現年度分と滞納繰越分の合計)</p>					高校教育課
	区 分	平成23年度末	平成22年度末	増 減	前年度比	
	高等学校等奨学金貸付金	78,280,247円	59,323,435円	18,956,812円	132.0%	
	高等学校等遠距離通学費貸付金	26,919,535円	23,568,785円	3,350,750円	114.2%	
	高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	1,236,000円	1,152,000円	84,000円	107.3%	
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	131,570,869円	121,811,541円	9,759,328円	108.0%	
	(債権回収の状況：増減内訳)					
	区 分	新たな収入未済額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	増 減 額 A - B - C	
	高等学校等奨学金貸付金	25,859,812円	6,903,000円	0円	18,956,812円	
	高等学校等遠距離通学費貸付金	5,351,520円	2,000,770円	0円	3,350,750円	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金	84,000円	0円	0円	84,000円		
地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	16,895,394円	7,136,066円	0円	9,759,328円		

部局等	監査委員の意見		所管課所
企画部	<p>1 事務事業評価の仕組みの見直し 事務事業評価は、行政の基本的な活動である事務事業についての評価を行い、事業の見直しや改善、新しい事業を創出するために実施するとされ、その基礎資料として事務事業評価シートが用いられていますが、以下のような点につき改善が必要であると考えます。</p> <p>ア 作成単位が、細かな事業から複数の事業をまとめた大きなものまであり、統一性がない。</p> <p>イ 作成されたシートと、事業の企画や改善との連動が明確でない。</p> <p>ウ 主要施策を構成する事業以外のものは一覧表で整理されているが、改善のための情報が不足している。</p> <p>エ 他部局はもとより、同一部内・課内の事業であっても、関連する事業・業務との効率化・合理化につながりにくい。</p> <p>現在、予算編成から事業点検、評価まで一体的に使用できる新たな事務事業シートの検討が進められていますが、従前の課題を踏まえた十分な検証を行い、行政・財政改革の推進に資するものとなるようにしてください。</p>		政策評価課

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>1 備品の現物照合と点検記録様式の整備</p> <p>財務規則第243条において「財産管理者は、毎年3月31日現在においてその所管に属する備品の数量について、備品集計表を作成しなければならない。」と定められています。このため、財産管理者は、備品現物と備品原簿の照合を定期的に行う必要があります。</p> <p>その際、数の突き合わせや備品表示票の確認はもちろんのこと、当該備品の状態や使用状況等を確認し、必要により修繕や処分などの事務処理を行う必要があります。</p> <p>しかしながら、現物照合に用いる様式等がないため、各財産管理者において確認している内容に統一性がなく、備品管理上適切といえない事例が散見されました。</p> <p>現物照合においては、少なくとも「備品の有無」、「使用状況」、「修繕の要否」などを確認し、「点検者の氏名」、「照合日」、「財産管理者の最終確認」などを記載し、記録に残すことが必要と考えられますので、これら点検項目や記録様式等について定め、統一的な取扱いがなされるよう検討してください。</p> <p>なお、「備品に準ずる物品」についても、同様の観点から検討してください。</p>	財産活用課

部局等	監査委員の意見	所管課所																																
総務部 教育委員会	<p>1 職員宿舎の共同利用の促進</p> <p>松川高校が管理する元大島職員宿舎は平成9年2月に建築された比較的新しい施設ですが、入居率は50%と低く、他の高校でも同様の状況が散見されました。</p> <p>職員宿舎の入居状況は以下の表のとおりで、入居率は若干上昇していますが、戸数にして2割から3割近くが未入居となっており、特に学校や単独現地機関で管理している宿舎の入居率が低い状況にあります。</p> <p>以前から各財産管理者の判断により、異なる任命権者間の相互利用が可能な取扱いとなっていますが、そうした利用が促進されている状況にはなっていません。</p> <p>職員宿舎に関し「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、「管理事務の集約化や宿舎情報の一元化を進める。」、「任命権者ごとにそれぞれ管理している職員宿舎について共同利用計画を策定し、宿舎の有効利用を進める。」とされ、ワーキンググループによる検討が行われていますが、実際の運用が開始されるまでには、もうしばらく時間を要すると考えられます。</p> <p>当面の課題として共同利用を進めるためには、少なくとも各財産管理者が利用可能とする宿舎の情報が公開され、広く共有される必要がありますが、現時点ではそのような環境は整えられていません。</p> <p>情報ステーション長野の掲示板や内部事務総合システムなどに、所長宿舎なども含めた利用可能な施設について、任命権者ごとにまとめて情報を掲載し誰でも確認できるようにするなど、利用促進に向けて、ファシリティマネジメントの具体化までに、今できる取組について前向きに検討し、迅速に対応してください。</p> <table border="1" data-bbox="325 1236 1206 1671"> <thead> <tr> <th>知事部局所管</th> <th>平成24年6月1日</th> <th>平成23年6月1日</th> <th>平成22年6月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員宿舎戸数</td> <td>1,959</td> <td>2,004</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td>うち 入居戸数</td> <td>1,515</td> <td>1,533</td> <td>1,545</td> </tr> <tr> <td>入居率</td> <td>77.3%</td> <td>76.5%</td> <td>75.4%</td> </tr> <tr> <th>教育委員会所管</th> <th>平成24年5月1日</th> <th>平成23年5月1日</th> <th>平成22年5月1日</th> </tr> <tr> <td>職員宿舎戸数</td> <td>1,756</td> <td>1,927</td> <td>1,966</td> </tr> <tr> <td>うち 入居戸数</td> <td>1,262</td> <td>1,299</td> <td>1,381</td> </tr> <tr> <td>入居率</td> <td>71.9%</td> <td>67.4%</td> <td>70.2%</td> </tr> </tbody> </table>	知事部局所管	平成24年6月1日	平成23年6月1日	平成22年6月1日	職員宿舎戸数	1,959	2,004	2,050	うち 入居戸数	1,515	1,533	1,545	入居率	77.3%	76.5%	75.4%	教育委員会所管	平成24年5月1日	平成23年5月1日	平成22年5月1日	職員宿舎戸数	1,756	1,927	1,966	うち 入居戸数	1,262	1,299	1,381	入居率	71.9%	67.4%	70.2%	職員課 保健厚生課
知事部局所管	平成24年6月1日	平成23年6月1日	平成22年6月1日																															
職員宿舎戸数	1,959	2,004	2,050																															
うち 入居戸数	1,515	1,533	1,545																															
入居率	77.3%	76.5%	75.4%																															
教育委員会所管	平成24年5月1日	平成23年5月1日	平成22年5月1日																															
職員宿舎戸数	1,756	1,927	1,966																															
うち 入居戸数	1,262	1,299	1,381																															
入居率	71.9%	67.4%	70.2%																															